

令和8年度 珠洲市社会福祉協議会事業計画（案）

1. 基本方針

令和6年1月に発生した能登半島地震、加えて9月の奥能登豪雨でも大きな被害が発生したが、現在は徐々に震災前の状況に戻りつつある。しかし人口減少は止まらず、住民は不安な気持ちを抱えて過ごされている方も多い。

このような中で、珠洲市社会福祉協議会では「復興ボランティアセンター」を設置し、自宅の再建や修繕された方々のご家庭へボランティアを派遣し仮設住宅等から自宅等への引っ越しや片付けを行うとともに、「珠洲ささえ愛センター」で、仮設住宅等を中心に見守り活動を行うなど、被災された方々に寄り添った活動を展開している。当該年度もこの活動を地道に粘り強く実施していくこととしている。

さて、少子・高齢社会の進展や家族構成の変化、人口減少、地域連帯感の希薄化など、地域社会を取り巻く環境は大きく様変わりし、住民の抱える福祉ニーズは複合化・多様化している中で、誰もが支え合いながら安心して暮らし続けるためには「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進しなければならない。小地域を基礎とした近隣の見守り・助け合いや福祉ニーズの発見・把握、災害時の対応等、小地域での互助活動がますます重要となっている。

珠洲市社会福祉協議会は地域社会の福祉推進を図ることを目的とする中核的な団体として、各種団体やボランティア、行政や関係機関、社会福祉法人等との「連携・協働の場」としての役割を十分に発揮するために、これまでの感染症対策を継続し、地域共生社会の実現に向けて地区社会福祉協議会や地域住民とともに地域福祉、介護・生活支援サービス事業を推進するものとする。

また、組織の基盤を強化するために組織全体で人員を補完しあう柔軟な組織体制の構築や、職種にこだわることなく幅広く業務に携わるよう取り組みを強化する。職員の資質向上など職員の意識改革を図る。

2. 重点目標

1. 復興ボランティアセンター及び珠洲ささえ愛センター活動の推進

住民や団体・関係機関・外部支援者とともに「復興ボランティアセンター」を運営し、被災された方々からのボランティアニーズに応じた活動を推進する。また、被災により生じた生活課題や将来への不安など「珠洲ささえ愛センター」が中心となり、被災者の生活再建を目指して、支援制度の利用促進や見守り活動を推進する。

2. 地域福祉活動計画事業の推進

本会が地域福祉の中核的な団体として事業を展開していく上で、より住民に信頼され必要とされる社会福祉協議会となるため、「第4次珠洲市地域福祉活

動計画」(R5～R9)に基づいた事業を推進する。

3. 地区社会福祉協議会活動の支援

区長や民生・児童委員、各種団体が中心となり、地区内の福祉課題に自主的・主体的に取り組む地区社会福祉協議会に対して、活動費の助成や情報提供、連絡調整等の支援を行い、地区社会福祉協議会と協働して地域共生社会の実現に向けて理解や認識を深める。

4. 組織基盤の強化

組織体制や事業内容、人材育成や財政など組織の基盤を広範囲にわたり強化するとともに、「第4次珠洲市地域福祉活動計画」を円滑に推進するため、「第3次珠洲市社会福祉協議会組織基盤強化計画」(R5～)に基づいた事業を展開する。

また、経営管理体制の強化と組織の柔軟な協力体制の構築に取り組むとともに人事考課による職員の意識改革と資質の向上を図り、組織力を高める。

従来通り利用者の視点に立った質の高いサービスに努め、サービスの質の向上に努める。

3. 事業計画

《法人経営部門》

1. 法人経営の強化

- | | |
|-----------------------------|-------|
| ①理事会の開催 | 年3回以上 |
| ②監事会 | 年2回以上 |
| ③評議員会 | 年2回以上 |
| ④経営責任者会議の開催 | 随時 |
| ⑤「地域福祉活動計画」推進委員会 | 年1回以上 |
| ⑥各種委員会の開催 | 随時 |
| ⑦「経営基盤強化」検討と進行管理 | 年1回以上 |
| ⑧災害時対応と事業継続計画委員会 | 年1回以上 |
| ⑨広報・啓発活動 | |
| ▶ 広報紙「社協だより」 | |
| 年3回(4月・7月・1月発行)、市内全戸配布 | |
| ▶ ホームページの充実 | |
| 内容の充実と速やかな情報の発信、事業・財務状況等の掲載 | |
| ▶ フェイスブックの更新 | |
| ▶ 社協マスコット「すずちゃん」の活用 | |
| ▶ マスメディア等の活用 | |

《地域福祉活動推進部門》

1. 地域共生社会の実現に向けた活動の推進

住民同士が支え合い、安心して暮らせる地域をつくるため、地区社会福祉協議会の活動を支援するとともに、各関係機関、施設、団体等と連携し、地域の福祉活動推進に取り組む。

- ① 珠洲ささえ愛センターの運営
- ② 地区社会福祉協議会長連絡会の開催（年1回以上）
- ③ 地区社会福祉協議会研修会の実施（年1回）
- ④ 地区社会福祉協議会活動の支援
- ⑤ 第2層協議体（地区社協）の生活支援等サービス体制整備の支援
- ⑥ 関係者協働による「見守りマップ」の拡充と「地域支え合いマップ」の作成、地域生活課題の把握、課題解決に向けた取り組みの強化
- ⑦ 見守りネットワーク活動の推進
- ⑧ 支援関係機関との連携強化
- ⑨ 市内の社会福祉法人との連携強化

2. ボランティアセンター機能の強化

一人でも多くの住民がボランティア活動に参加できるよう、ボランティアセンター機能の充実を図り、各種事業を展開する。

- ① 復興ボランティアセンターの運営
- ② ボランティアコーディネート機能の強化
- ③ ボランティア（個人・団体）の登録、相談支援、需給調整及び情報提供の充実・強化
- ④ 各種ボランティア団体との連絡調整や活動支援
- ⑤ ボランティアセンター運営委員会の開催
- ⑥ ボランティア講座の開催
 - ▶ ボランティア養成講座・学習会の開催
 - ▶ 災害ボランティアセミナーの開催
- ⑦ 児童・生徒のボランティア活動普及事業協力校（市内全校）との連携及び支援
 - ▶ 県社協指定校…0校
 - ▶ 市社協指定校…12校（市内小・中・高校）
 - ▶ 協力校連絡会の開催（年1回）
- ⑧ 中・高生1日サマーボランティア体験の実施（市内福祉施設）
- ⑨ ジュニアボランティア体験事業の実施（1地区）
- ⑩ 能登北部地域ボランティア連絡会との連携
 - ▶ 能登北部地域ボランティア研修会への参加
- ⑪ ボランティア貸出機材の充実
 - （プロジェクター・レクリエーショングッズ・疑似体験グッズ等）
- ⑫ 「広報すず」「社協だより」朗読テープ・CDの貸出

- ⑬出前講座（高齢者疑似体験等）の実施
- ⑭ボランティア活動保険（基本・天災）・行事用保険の周知

3. 民生・児童委員、主任児童委員活動の支援

- ①民生・児童委員、主任児童委員との連絡調整、研修や活動の支援
- ②地域福祉推進員の活動支援

4. 児童福祉の充実

- ①青年福祉員活動の支援
- ②児童・生徒の福祉の心を高めるボランティア活動の啓発

5. 老人福祉の充実

- ①珠洲市老人クラブ連合会活動の支援
- ②健康づくり・介護予防活動の推進

6. 障がい者（児）福祉の充実

- ①珠洲市身体障害者福祉協議会活動の支援
- ②障がい者の社会参加促進への支援
- ③在宅重度障がい者（児）への支援

7. 共同募金委員会への協力

関係機関と連携し、募金活動のPRに努め、募金への理解を求める。

「戸別募金」「学校・職域募金」「街頭募金」への協力

- ①赤い羽根共同募金 10月1日から12月31日に協力
- ②歳末たすけあい募金 12月1日から12月31日に協力
- ③広報紙 年1回（10月発行）、市内全戸配布
- ④小学1年生児童へ図書の贈呈
- ⑤保育所への絵本等贈呈（3ヶ所）
- ⑥各種団体に対する周知及び助成

8. 紙おむつ購入助成券交付事業

- ①常時紙おむつを使用されている要介護認定者（介護1～5）・障がい者（児）を対象に交付
- ②乳幼児を対象とした紙おむつ購入助成券の交付

9. 車いす等の無料貸出事業

在宅の日常生活で、車いすを利用しなければならない方へ短期間無償での貸出

10. 家族介護者交流事業

- ①家族介護者の会（にこにこ会）活動の支援

②在宅で介護されている家族の方のリフレッシュ事業（日帰り旅行等）

11. 車いす移送サービス事業

要介護認定3・4・5、身体障がい者1・2級（体幹又は下肢機能障がい）の方、又は疾病、その他の理由により車いす等を利用しなければ移動が極めて困難な方への移送サービスの実施

12. 福祉バス運行事業

- ①各種福祉団体の活動支援
- ②各種福祉団体会員の社会参加促進支援

13. ふれあいサロン事業

地域の住民同士が日常的に気軽に交流できる様々な機会を増やし、地域内で孤立・孤独感の解消のためのサロン開設・運営を支援

- ①いきいきサロン（単位老人クラブを運営主体とし年6回以上開設）
- ②ふれあいサロン（事業所・個人宅で常時開設する立ち寄り型）
- ③認知症カフェ：オレンジカフェ（オレンジサポートクラブ）

14. 各種団体への支援

- ①珠洲市赤十字奉仕団
- ②珠洲市遺族会連合会

《相談支援・権利擁護部門》

1. ふれあい福祉相談事業

- ①無料法律相談（電話相談可）
日時：毎月第3金曜日 午後1時30分から午後4時 ※予約制
- ②心配ごと相談（電話相談可）
日時：毎月第1・2・3水曜日の祝日以外 午前9時から正午
- ③介護相談
日時：平日 午前9時から午後5時

2. 福祉サービス利用支援事業

高齢者や障がいのある方で判断能力が不十分な方に対する、福祉サービスの利用や日常的金銭管理等の相談支援

3. 生活福祉資金貸付事業

低所得者・障がい者・高齢者世帯を対象とする資金の貸付と相談支援

- ①総合支援資金：生活再建に必要な生活費用
- ②福祉資金：技能習得・住宅改修等に必要な経費
生計維持に必要な緊急の費用

③教育支援資金：高等学校、大学等に就学するのに必要な経費

4. 短期小口たすけあい資金貸付事業

要援護者等に対する緊急貸付

5. 生活困窮者自立相談支援事業

複合的な問題を抱えた生活困窮者に対し、経済的、社会的並びに日常生活の自立促進を図るため相談支援等を実施

6. 苦情相談事業

福祉サービス利用者からの苦情相談に対する円滑な解決の実施

7. 高齢者総合相談事業

高齢者からの相談に対する速やかな対応と福祉サービス調整の実施

《介護・生活支援サービス部門》

訪問介護 1ヶ所、訪問入浴 1ヶ所、通所介護 2ヶ所、居宅介護支援事業 1ヶ所においてサービスを提供

1. 訪問介護（ホームヘルプサービス）事業

訪問介護員が自宅に訪問し、排泄・入浴・食事介助等の身体介護と、調理や掃除等の生活援助サービスを提供

2. 訪問入浴事業

看護職員と介護職員が入浴車で自宅に訪問し、入浴サービスを提供

3. 通所介護（デイサービスセンター）事業

デイサービスセンターで、機能訓練、口腔ケア、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活向上のためのサービスを提供

令和6年1月1日の震災により、波の花デイサービスセンター、波の花デイサービスセンターサテライト、みさきデイサービスセンターが被災したため復旧するまでの間休所していたが、みさきデイサービスセンターの修繕がほぼ終了し、令和8年3月末頃より再開する。珠洲市社会福祉協議会デイサービスセンターと併用する予定。波の花デイサービスセンター、波の花デイサービスセンターサテライトについては、破損した建物の修繕について未定であり、また職員不足のため十分な職員配置できず、当分の間休所とする。

珠洲市社会福祉協議会デイサービスセンター（飯田町） 利用定員 30名

珠洲しみさきデイサービスセンター（三崎町） 利用定員 35名

4. 居宅介護支援事業

介護支援専門員が利用者の現状に合わせて、ケアプランを作成し、適切な介護サービスの利用と在宅生活を支援

5. 地域生活支援事業

視覚障がい者に対するホームヘルパーの移動支援

6. 介護予防・日常生活支援総合事業

①介護予防・生活支援サービス事業

▶ 訪問型サービス（介護予防訪問型サービス・あんしんヘルプサービス）

訪問介護員が自宅に訪問し、調理や掃除等の生活援助サービスを提供

▶ 通所型サービス（介護予防通所型サービス・あんしんデイサービス）

デイサービスセンターで、機能訓練、口腔ケア、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活向上のためのサービスを提供

②介護予防普及啓発事業（ばわふる）

デイサービス等を利用していない高齢者を対象として、より多くの高齢者の方々に健康寿命の延伸と介護予防のためのサービスを提供

③介護予防普及啓発事業（介護予防講座）

要介護状態になることを予防するため、筋力向上・認知症や閉じこもり予防など、住民主体の通いの場等で出前講座として提供

7. 介護保険適用外サービスの検討

新たなサービスの実施・整備について検討

令和8年度 珠洲市社会福祉協議会指定訪問介護事業計画

1 事業の目的

社会福祉法人珠洲市社会福祉協議会が実施する指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）がおこなう指定訪問介護事業（以下「事業」という。）は、福祉の理念に基づき、家庭において介護が困難な者等の家庭に訪問し、利用者の身体的、精神的状況を把握し可能な限り居宅において、生活を営むことができるように適正な介護・生活支援サービスを提供することを目的とする。

2 運営方針

訪問介護の事業は、法の理念に基づき利用者本位の介護に万全を期するとともに利用者が自立した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、生活支援等の援助をおこなう。

事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

3 事業所の名称等

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	珠洲市社会福祉協議会訪問介護サービスセンター
所在地	珠洲市三崎町宇治ヲ部7番地(珠洲市みさきデイサービスセンター内)

4 職員の職種、人員数

事業所に勤務する職員の職種、人員数は以下のとおりとする。

職 種	人員数
管理者	1名
サービス提供責任者（介護福祉士）	2名以上
訪問介護員（介護福祉士又は介護職員初任者研修修了者、2級ヘルパー）	2名以上

5 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から翌年1月1日までを除く。

営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

6 サービスの内容

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

①あんしんヘルプ

②介護予防訪問型

(2) 訪問介護事業

①身体介護

②身体介護・生活援助

③生活援助

(3) 居宅介護事業（障がい者訪問介護）

①身体介護

②生活援助

(4) 受託事業

①移動支援（珠洲市）

7 通常の事業の実施地域

通常の実業実施地域は珠洲市とする。

令和8年度 珠洲市社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業計画

1 事業の目的

社会福祉法人珠洲市社会福祉協議会が実施する指定訪問入浴介護事業所（以下「事業所」という。）がおこなう指定訪問入浴介護事業（以下「事業」という。）は、福祉の理念に基づき、家庭において入浴が困難な者等の家庭に訪問し、利用者の身体的、精神的状況を把握し、適正な入浴介護サービスを提供することによって、利用者の身体の清潔、心身機能の維持を図ることを目的とする。

2 運営方針

訪問入浴介護の事業は、法の理念に基づき利用者本位の介護に万全を期するとともに利用者の入浴介護や全般にわたる援助をおこなう。

事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

3 事業所の名称等

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	珠洲市社会福祉協議会訪問入浴サービスセンター
所在地	珠洲市飯田町10-60-1（珠洲市社会福祉協議会デイサービスセンター内）

4 職員の職種、人員数

事業所に勤務する職員の職種、人員数は以下のとおりとする。

職 種	人員数
管理者	1名
看護職員	1名以上
介護職員	2名以上

5 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から翌年1月3日までを除く。

営業時間 午前9時30分から午後5時までとする。

6 通常の事業の実施地域

通常の事業実施地域は珠洲市とする。

令和8年度 珠洲市社会福祉協議会指定通所介護事業計画

1 事業の目的

社会福祉法人珠洲市社会福祉協議会が実施する指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）がおこなう指定通所介護事業（以下「事業」という。）は、福祉の理念に基づき、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能維持向上並びに利用者家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることができるよう適正な介護サービスを提供することを目的とする。

なお、令和6年1月1日の震災により、波の花デイサービスセンター、波の花デイサービスセンターサテライトが被災したため復旧するまでの間休所する。

2 運営方針

通所介護の事業は、法の理念に基づき利用者本位の介護に万全を期するとともに利用者が自立した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、心身機能の維持向上が図られるよう援助をおこなう。

事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

3 事業所の名称等

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 所在地	珠洲市社会福祉協議会デイサービスセンター 珠洲市飯田町10-60-1
名 称 所在地	珠洲市波の花デイサービスセンター（休所） 珠洲市大谷町1字11番地の4
名 称 所在地	珠洲市波の花デイサービスセンターサテライト（休所） 珠洲市若山町上黒丸4字29番地4
名 称 所在地	珠洲市みさきデイサービスセンター 珠洲市三崎町宇治ヲ部7番地

4 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

珠洲市社会福祉協議会デイサービスセンター	利用定員	30名
珠洲市みさきデイサービスセンター	利用定員	35名

5 職員の職種、人員数

事業所に勤務する職員の職種、人員数は以下のとおりとする。

職 種	人 員 数
	珠洲社協デイ
施設管理者	1名
生活相談員	1名以上
看護職員	1名以上
介護職員	2名以上
機能訓練指導員	1名以上
調理員	1名以上

職 種	人 員 数
	みさきデイ
施設管理者	1名
生活相談員	1名以上
看護職員	1名以上
介護職員	2名以上
機能訓練指導員	1名以上
調理員	1名以上

6 営業日及び営業時間

珠洲市社会福祉協議会デイサービスセンターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日は除く。

営業時間 午前9時30分から午後3時30分までとする。

珠洲市みさきデイサービスセンターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日は除く。

営業時間 午前9時から午後4時までとする。

7 通所介護の内容

通所介護の内容は次のとおりとする。

① 健康状態の確認

- ・事業所において入浴前の血圧測定等の健康状態の確認をする。
- ・主治医及び医療機関との連携を密にするとともに、利用者の疾病の早期発見に努める。

② 生活相談

- ・日ごろから信頼関係を構築し、利用者の不平、不満、悩みの解消や家族の相談援助、精神安定、意欲の高揚に努める。

③教養・生きがい

- ・利用者の憩いの場となるように、環境の整備に努める。
- ・音楽、娯楽、趣味、野外活動などのレクリエーション活動をとおして、生活意欲の向上を図る。

④機能訓練

- ・日常動作（食事・排泄・移動・入浴・着脱）を主眼とした機能訓練を励行する。

⑤口腔ケア

- ・食前の口腔体操及び食後の口腔清掃を行う。

⑥送迎

- ・リフトバス等で、利用者の状況、地理的条件等を考慮して安全送迎をおこなう。

⑦入浴サービス

- ・身体状況に応じリフトを使用するなど、利用者に適した入浴サービスをおこなう。

⑧食事サービス

- ・利用者の食事は、栄養士が栄養バランスに配慮した献立を作成し、利用者の状況に応じ、工夫した食事を提供する。

⑨通所型サービス（介護予防通所型サービス・あんしんデイサービス）

- ・デイサービスセンターで、機能訓練・口腔ケア、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活向上のためのサービスを提供する。

8 通常の事業の実施地域

通常の事業実施地域は珠洲市とする。

令和8年度 珠洲市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業計画

1 事業の目的

要介護者からの相談に応じ、要介護者がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業所、介護保険施設等への紹介、連絡調整、その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

2 運営方針

利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう援助に努める

利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスや事業者の連携を得て、総合的かつ効果的な介護サービス計画に基づいて介護サービスが提供されるよう配慮して行う

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類または特定の事業所に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

3 事業所の名称等

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	珠洲市社会福祉協議会居宅介護支援サービスセンター
所在地	珠洲市三崎町宇治ヲ部7番地(珠洲市みさきデイサービスセンター内)

4 職員の職種、人員数

事業所に勤務する職員の職種、人員数は以下のとおりとする。

職 種	人員数
管理者（主任介護支援専門員）	1名
介護支援専門員	3名以上

5 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。

営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。(通常勤務時間)
24時間、必要に応じて利用者の相談に対応する連絡体制を確保する。

6 居宅介護支援の内容

- ① 居宅サービス計画作成の支援
- ② 施設入所への支援
- ③ 給付管理
- ④ 要介護認定等の申請に係る援助
- ⑤ 相談業務等

7 利用料

指定居宅介護支援を提供した場合、利用者その家族からの費用負担はないものとする。

8 通常の事業の実施地域

通常の事業実施地域は珠洲市とする。